

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしよう

生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所のスタッフが訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにいきます。



■ 利用料金のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	2,364円
------------	--------

介護予防型訪問サービス [訪問介護相当サービス]

ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）や生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにいきます。



■ 利用料金のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	
週1回程度の利用	12,583円
週2回程度の利用	25,134円
週2回程度を超える利用(要支援2相当のみ)	39,878円

生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにいきます。

■ 利用料金のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	1,300円
------------	--------

※ご希望の内容やお住まいの地域によってはサービスを提供できない場合があります。

期間を限定して専門職の支援を受け、日常生活の自立を目指す

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期的に行います。

- 利用料 無料
- サービス提供時間および期間のめやす
月1回60分程度を3か月間



- 支援の要否
- 低栄養状態の改善に向けた支援
 - 口腔機能の改善に向けた支援
 - 日常生活における基本動作の改善に向けた支援

介護保険・介護予防では自立支援のためにこんなサービスが利用できます

● 利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。初回利用時や個別サービスの利用など別途加算が生じる場合があります。また、通所型サービスで食費や日常生活費が必要となる場合は、別途自己負担となります。

通所型サービス

通所介護事業所等で、食事や運動などのサービスを受ける

活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどによる、体操やレクリエーションなどのサービスです。



■ 利用料金のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	
全日	3,302円
半日	2,999円

介護予防型デイサービス [通所介護相当サービス]

通所介護事業所で、介護福祉士等の専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレクリエーションなどを行います。



■ 利用料金のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	
週1回程度の利用	18,789円
週2回程度の利用	37,839円

通所型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職による、運動器機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期的に行います。

- プログラム
- 通所・訪問一体型サービス
(教室と訪問指導を一体的に提供するサービス)

- 利用料 無料
- サービス提供時間および期間のめやす
通所：週1回90分程度を3か月間
訪問指導：月1回45分程度を3か月間